平成２４年（フ）第２１４号
北九州市若松区大字蟹住856番地30　市営住宅６棟104号
債務者　池上　禎男
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６号
長崎県対馬市峰町佐賀538番地、前住所鹿児島県伊佐郡菱刈町川北1022番地15
債務者　波多野厚子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
宮崎県西都市大字調殿267番地２
債務者　萩原　勇二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６７号
宮崎県都城市高崎町縄瀬2812番地
債務者　志戸　正信
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６９号
宮崎県小林市真方758番地
債務者　南正覚りえ子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県霧島市霧島川北122番地３
債務者　小川　晋也
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
鹿児島県垂水市市木2523番地５、前住所鹿児島県垂水市田神287番地２
債務者　迫田　利秋
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
鹿児島県垂水市市木2523番地５、前住所鹿児島県垂水市田神287番地２
債務者　迫田ヒロ子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
広島県福山市幕山台６丁目２番11号
債務者　村上　　**偼**
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７６号
広島県福山市幕山台６丁目２番11号
債務者　村上　昭子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１０５０号
北九州市八幡東区祝町２丁目３番11号
債務者　吉川貞次郎
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６８７号
名古屋市守山区金屋２丁目209番地
債務者　西野　正博
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０８号
名古屋市西区天塚町１丁目40番地　ときわビル205号
債務者　毛利　徳男
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０９号
名古屋市西区天塚町１丁目40番地　ときわビル205号
債務者　毛利　明子
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７７１号
名古屋市西区二方町45番地の１　パークシティ上小田井スカイコート611号
債務者　山本　昭二
1　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５８号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1341番地の３
債務者　松本　政光
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２５９号
福岡県遠賀郡遠賀町大字広渡1341番地の３
債務者　松本　章代
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１５号
青森市大字合子沢字松森44番地３
債務者　白鳥　武士
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係